

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 平成22年第4回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月10日に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第59号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、今回の条例改正は、全国の医療費の平均を1とした場合、1.14を超える市町村に対して財政的ペナルティーが定められていた国民健康保険法第72条の4が削除されたことによるものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、医療費抑制策が緩くなっているのかとの質疑がなされ、医療給付主査からは、今回の改正だけでなく、診療報酬も10年ぶりにプラス改定となったことから医療費抑制が緩くなってきていると感じているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、医療費抑制策が緩くなったことで保険料を上げないともたなくなるのか、それとも保険料を上げなくてもよいのかとの質疑がなされ、医療給付主査からは、今の情勢では保険料を上げないともたなくなる状況であるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第7、議案第59号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第59号について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○町田義昭議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆産業・建設常任委員長登壇)

○安部 隆産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成22年第4回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案2件、請願1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月13日、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求めて開催しております。

それでは、議案第57号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、長井市中央地区公民館運営協議会を

指定管理者に指定し、長井市勤労青少年ホーム、長井市民体育館及び長井市勤労者テニスコートの管理を行わせるために提案されたものであります。

なお、本案の審査については、教育委員会所管の施設も対象であることから、総務・文教常任委員会との連合審査会を開催し、審査を行ったところであります。

審査に当たり、商工観光課長からは、市民の利便性の向上や効果的な事業の実施を目指した場合、5施設の複合施設である勤労センターの一体的管理及び運営体制が望まれ、その点からも指定管理団体は、既に入居している団体であることが望ましいと考えられるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、中央地区公民館の運営が目的で設立されている組織が、市の施設全般の管理運営業務をするということは当たらないのではないかと質疑がなされ、教育長からは、中央地区公民館運営協議会の規約第4条第3号の「その他地域活動への協力支援」ということで当てはまると考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、第3号に定めるその他地域活動への協力支援というのは、中央地区内の活動への協力支援ということではないのか。中央公民館を廃止したときに一部の事業を中央地区公民館に移管した経過はあったが、他の施設の維持管理まで行うとの整理はなかったのではないかと質疑がなされ、教育長からは、市全体を包括していた中央公民館の廃止の際に、中央公民館の行事と機能の一部を中央地区公民館に移管したと考えている。勤労センターも含めた形で指定管理者を受けた場合、一層中央地区公民館の事業が伸展、充実するのではないかと判断したとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、施設に間借りしている中央地区公民館運営協議会が、その施設の維持管

理のために指定管理団体になるということはおかしいのではないかと質疑がなされ、教育長からは、今現在の中央地区公民館運営協議会というのは公民館事業そのものを受託しているわけだが、実際に現存する任意団体が、市が管理している勤労センターの3施設を指定管理者として受託しても差し支えないと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、職業訓練センターの廃止による建物の譲渡の問題など、行政が解決すべき問題が多くあると思われる施設について、無理やり指定管理者制度を導入するのではなく、きちっとした整理をし、これからの方向性を示すべきであると考えがどうかと質疑がなされ、商工観光課長からは、将来のためにも実際にやっただく中で問題点などを整理することの方が適切であり、そこから全体の枠組みをつくっていくという考え方が必要だと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、年度途中の指定管理導入により利用者に不便や混乱を与えかねないと考えが、10月と急ぐ理由は何か。混乱を生じさせないための策はあるのかと質疑がなされ、教育長からは、3月議会で「10月をめどに」という話があり、それに向けて検討をしてきたとの答弁を受け、商工観光課長からは、中央地区公民館運営協議会の事業計画では現在配置されている勤労青少年ホームの指導員、担当者を継続して雇用したいとの考えが示されており、利用者の直接的な混乱はないと考えるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、国の方針による雇用・能力開発機構の廃止の説明があったが、職業訓練センターはどうなるのか。その場合、職業訓練協会そのものは廃止にならずに維持されるのかと質疑がなされ、商工観光課長からは、雇用・能力開発機構の財産処分の手続ということで、職業訓練センターについては市に対して無

+

償譲渡を受けるかどうか、11月末までに回答するよう求められている。建物を市が譲り受けたとなった場合は、職業訓練協会から使用料等をいただく形になると思われるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、公民館業務と勤労青少年ホームの事業の重複、融合により期待できることとは何か。現在の申し込み窓口の混乱による苦情があると聞かすが、どういうものかとの質疑がなされ、教育長からは、勤労青少年ホームの講座と公民館事業を連携してやれるのではないかということ、また、勤労青少年ホームのサークル活動を通して公民館活動にも青年層が参加してくれるのではないかということが期待される。また、勤労青少年ホームの活動と公民館活動のどちらで施設を借りる手続をするかわからず、混乱が生じているが、一本化されれば非常に効率的になるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、管理運営と危機管理体制についての考え方はどうか。また、経理関係はどうなるのかとの質疑がなされ、教育長からは、距離的に離れているが、管理運営については館長会、担当者会等を定期的に行いながら連携をとっていく。危機管理については勤労センターを管理する職員と商工観光課が連携をとって対応するとの答弁を受け、商工観光課長からは、経理関係は担当職員を雇用し、きちっと行っていくとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、中央地区公民館運営協議会は社会教育という協議会本来の事業に専念してほしいと考えるが、どちらを優先すべきと考えているのかとの質疑がなされ、教育長からは、運営協議会の主事とは別に勤労センターの職員もいるため、公民館事業が停滞するとは考えていない。むしろ、勤労センター事業との一体化により一層充実した事業が展開できるのではないかと期待しているとの答弁を受けたところで

あります。

討論に入り、委員からは、職業訓練センターの譲渡の動きがあり、それが決定した時点で施設全体の管理運営を考えるべきであること、また、現時点で幾つかの利便性の向上が期待されるが、管理運営、危機管理体制、職員体制など、十分検討する必要があることから、この議案に反対するとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、この指定管理者の指定については、2回目の提案でもあり、問題を検証しながら利用者に迷惑のかからないよう、当局で指導してもらいながら進めていただくということで、この議案に賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 長井市企業立地基金条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

本案は、当該基金により企業立地の補助に充てる資金を確保する必要性がなくなったため、本基金条例の廃止を提案するものであります。

質疑に入り、委員からは、市長からこれまでの製造業を主眼としたものから雇用対策等にも柔軟に対応できる新たな基金を設置したい旨の発言があったが、いつ、どの程度の基金の創設を想定しているのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、3月補正か来年度予算となるかは明確ではないが、今のところ1億円程度の基金を想定しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、現在の雇用情勢、経済情勢を考えると、今ある基金を活用しながら目指す雇用対策等について早急に実施していかねばならないと考えるがどうか。また、現在の公債費負担適正化計画に予定していない長期債の繰上償還を優先し、財源に余裕が見込まれないからということで、年度途中で特定目的基金を廃止することをどう考えるのかとの質疑がな

れ、商工観光課長からは、今の基金を雇用対策に展開するというのも一考すべき意見と感ずるが、現在の状況下では廃止せざるを得ないと考えている。少なくとも3月までの間については、企業立地基金についての使途のめどがないことや、新年度の段階で新たな基金を考えると、基金の廃止を了としたとの答弁を受けたところである。

また、委員からは、現在の日鍛バルブの状況、基金廃止条例による日鍛バルブへの影響はどうかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、今の段階ではしばらく進出の予定はないと受けとめているが、土地を購入いただいている企業であり、最も可能性あるいは有利な条件にある会社であるので、今後も継続して進出依頼をしていきたい。基金の廃止について日鍛バルブに話はしていないが、新年度になったら新しい基金の中で改めて支援させていただく旨の話をしていきたいと考えているとの答弁を受けたところである。

討論に入り、委員からは、企業立地、企業誘致にとどまらず、新たに雇用対策にも活用できる基金を来年の3月に設置したいとする考えが示されているようだが、現在の社会情勢などを踏まえると、3月まで待つのではなく、可能な限り早急に実施の方向に進めるべきであり、その基金の財源確保という観点からも、この基金をタスビル底地購入に充当すべきではないと考える。底地購入が必要である場合は長期債の繰上償還を一たん減額し、今後の財政運営の推移を見きわめながら改めて計上すればよいと思われる。この繰上償還を強行に実施し、一方で特定目的基金を廃止し、土地購入の財源にする考え方には反対であるとの意見が出されたところである。

また、委員からは、今回のこの基金条例を廃止し、タスの底地取得に充てることは厳しい状況下にあつて、地場産業の振興、商工会議所の

支援が必要であり、また、長井市が健全財政を目指す上で長期債の繰上償還を最優先に行うべきだという考えにも賛同する。よって、本案に賛成するとの意見が出されたところである。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第7号 免税軽油制度の継続を求める請願について申し上げます。

本請願は、長井市農民連会長、遠藤重夫氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、これまでの道路を走らない耕運機やトラクター等の農業用の機械や船舶、倉庫で使うフォークリフトなどに使う軽油については、軽油引取税1リットル当たり32円10銭を免除する「免税軽油」という制度があった。しかし、地方税法の改正によってこのままでは2012年3月末で廃止される状況にある。免税軽油制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営への影響は深刻であり、制度の継続は地域農業の振興と食糧自給率向上に有効であると考えられ、強く望まれている。よって、免税軽油制度の継続を求める意見書を政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、地方税法の改正、そして平成24年までの時限立法であるということだが、その経過、背景についてお聞きしたいとの質疑がなされ、農林課長からは、軽油引取税は昭和31年に地方税の道路目的税として創設され、平成21年度の税制改正で道路特定財源制度が廃止され、一般財源化されたことで従来の目的税から普通税に移行された。軽油引取税の課税免除の特例が地方税法附則第12条の2の7に定められており、平成24年3月31日までということの時限が設定されているとの答弁を受けたところである。

また、委員からは、今回継続を求める請願に至った一番大きな経過を教えてくださいとの質疑

+

がなされ、紹介議員からは、農業を取り巻く状況の厳しさが背景にあり、米の値段が安くなっている中で少しでも経費を節減するという意味から、大事な制度であるということだと推測するとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、農業情勢の厳しさにより米価が下がっていること、特に若手農家の大型機械の導入により軽油の使用量がふえていることから、免税軽油制度の継続は必要であると考え、本請願に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第8、議案第57号 指定管理者の指定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第57号について、産業・建設委員長の報告は、否決でありますので、原案について採決いたします。

議案第57号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○町田義昭議長 起立少数であります。よって、議案第57号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第60号 長井市企業立地基金条例を廃止する条例の設定についての1

件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号4番、大道寺 信議員。

(4番大道寺 信議員登壇)

○4番 大道寺 信議員 私は、議案第60号 長井市企業立地基金条例を廃止する条例の設定について、反対の立場で討論いたします。

議案第60号は、提案理由として「当該基金により企業立地の補助に充てる資金を確保する必要がなくなったため」とされていますが、実質的には特定目的基金である企業立地基金を廃止して一般財源化し、タスビル用地購入の財源に充当するために提案されたものであります。この企業立地基金は、当初は日鍛バルブから返還された補助金を財源に日鍛バルブ誘致のための企業誘致基金として設定されましたが、その後、日鍛バルブからの申し出もあり、日鍛バルブのほか指定立地企業にも適用できるものとして現在に至っています。その後、日鍛バルブを始め、市内の企業においても、リーマンショック以降の厳しい企業環境から新たな立地の動きもないことから、当面必要性がないとの判断したものと考えます。しかし、長井市の将来を考えれば、今後とも企業誘致や市内既存企業の拡大は必要であることは言うまでもありません。また、一般質問等の答弁では、「現在の企業立地基金は、指定立地企業の生産設備等の着工に伴い、立地補助金として充当する場合に限り処分することができる」と補助対象が限定されていることから、雇用対策や環境整備等にも適用を拡大し、また、製造業中心から他の業種にも適用できるように新たな基金を来年3月まで設置することを検討したい」旨の発言をされています。

しかし、現在の経済状況は急激な円高、株安などで一層厳しさを増しており、本市の経済雇用動向も依然とし厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえれば、企業立地基金条例を廃止するのではなく、早急に当該基金を新たな基

金設置の考えに基づき、条例を改正するなど、これらの対策を実施することが重要であると考えます。さらに経済状況が悪化する懸念を考えれば、来年3月を待たずに実施することを希望するものであります。

以上のことから議案第60号に反対するものであります。

議員諸兄の賛同をお願いし、討論といたします。

○町田義昭議長 通告による討論は終わりました。これより採決いたします。

議案第60号について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○町田義昭議長 起立少数であります。よって、議案第60号は、否決されました。

次に、日程第10、請願第7号 免税軽油制度の継続を求める請願の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

請願第7号について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第7号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

## 予算特別委員会審査報告

○町田義昭議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

渋谷佐輔委員長。

(渋谷佐輔予算特別委員長登壇)

○渋谷佐輔予算特別委員長 今定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第61号 平成22年度長井市一般会計補正予算第4号を始め、特別会計補正予算6件、水道事業会計補正予算1件の合計8議案について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、9月16日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長より説明を受けた後、4名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところであります。その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありまので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告申し上げます。

議案第61号 平成22年度長井市一般会計補正予算第4号につきましては、蒲生光男委員ほか3名から修正案が提出されましたので、提出された修正案について提案者から説明を受けた後、質疑・討論を行い、採決の結果、賛成多数で修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、修正部分を除く部分の採決を行い、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号 平成22年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号、議案第63号 平成22年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号、議案第64号 平成22年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号、議案第65号 平成22年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号、議案第66号 平成22年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第1号、議案第67号 平成22年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、議案第68号 平成22年度長井市水道事業会計補正予算第1号につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたし

+